

下條村生ごみ処理機器購入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみ減量化対策の一環として、一般家庭から排出される生ごみの自家処理を推進し、生活環境の保全及び資源の有効利活用促進を図るため、生ごみ処理機器を購入する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱に規定する生ごみ処理機器(以下「処理機器」という)とは、容器状及び土中埋込式のもので、悪臭、害虫等の発生を抑制する構造のもので、次の要件を備えたものとする。

- (1) 環境衛生上の配慮がされ、耐久性の良いものであること。
- (2) 原則として排出者自らが堆肥化処理できる方式とする。

(補助金交付の条件)

第3条 補助金の交付条件は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象とする処理機器の数は、1世帯につき、生ごみ処理機1基またはコンポスト等1式とする。
- (2) 補助対象とする処理機器の金額は、消費税込みで生ごみ処理機は1基のみで2万円以上のもの、コンポスト等は1式5千円以上のものとする。
- (3) 処理方式は、原則として、『微生物分解方式』とするが、村営住宅居住者など、自宅で堆肥の再利用が困難な家庭においては、処理後に可燃ごみとして排出できる『乾燥方式』を認める。
- (4) 周辺住民等から処理機器使用に起因した苦情が出た場合には、速やかに使用を中止するとともに、設置位置を変更する等適切な処置を講ずること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1機器当たり購入価格の2分の1以下とし、最高限度額3万円とする(百円未満は切り捨てとする)。

(補助金の交付申請兼実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、当該年度の3月31日までに下條村生ごみ処理機器購入補助金交付申請書兼実績報告書(様式1号)に購入機種等の明記された領収書を添付して、村長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び確定通知)

第6条 村長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査のうえ補助金の可否を決定し、その旨を当該申請者に下條村生ごみ処理機器購入補助金交付決定及び確定通知書(様式2号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の通知を受けた申請者は、村長に対して下條村生ごみ処理機器購入補助金請求書(様式第3号)により、補助金の請求をするものとする。

(補助金の返還)

第8条 村長は、次の各号に該当すると認めるときは、補助金の決定(確定)を取り消し、または、既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行し、以前にあった「下條村生ごみ処理機器購入補助金交付要綱」は平成22年3月31日で廃止とする。

附 則 この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則 この要綱は、平成30年4月2日から実施する。